

## 城山地域包括支援センター

### 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント運営規程

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人長寿栄光会が開設する城山地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの看護師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「職員」という。）が、「要介護者」「要支援者」「総合事業の対象者」等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 センターの職員は、利用者の心身の状況等踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 5 事業の運営に当たっては、宇都宮市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

#### (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 城山地域包括支援センター
- ②所在地 宇都宮市田野町666-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名(常勤)

管理者は、センターの職員その他職員の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

② 職員

(1) 保健師又は看護師 1名以上

(2) 主任介護支援専門員 1名

(3) 社会福祉士 1名以上

(4) その他、非常勤職員を若干名置くことができる。

職員は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料  
その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱による額とする。

① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法に従って実施

② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は利用者の居宅とする。

③ サービス担当者会議について

1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者の居宅とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

- ④ 介護予防ケアプランの作成について
  - 1) 職員は、介護予防ケアプランの内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
  - 2) 介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及び指定介護予防サービス等の担当者へ交付する。
- ⑤ 職員による居宅訪問頻度等
  - 1) 提供開始月
  - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
  - 3) サービスの評価期間が終了する月
  - 4) 利用者の状況に著しい変化があったときなお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑥ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市とする。

(事故発生時の対応)

- 第8条 職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに宇都宮市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
  - 3 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第9条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に係る利用者からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者からの苦情・ハラスメントに関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所はサービス提供中に、当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第11条 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(秘密保持)

第12条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業の社会的使命を十分に認識し、常に職員の資質向上を図るため、事業の職員に対し研修等の機会を設けるとともに、業務体制の整備を図るものとする。

設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回

2 センターは指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者へ委託する場合には、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であり、適切かつ効果的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

#### 附 則

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

この規程は、平成19年12月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年11月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成25年11月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 1月 1日から施行する。